

日医発第 2300 号（健Ⅱ）  
令和 5 年 3 月 10 日

都道府県医師会 郡市区医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菡 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」  
の改訂について（11 版）

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（10.0 版）」については、[令和 5 年 2 月 13 日付日医発第 2144 号（健Ⅱ）](#)をもってお送りしているところです。

今般、厚生労働省より、下記のとおり同手引きが改訂され、本会に対し周知方協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

＜改訂の主な内容＞

5～11 歳用ファイザー社 2 価ワクチンに係る記載の追記  
武田ワクチンの追加接種対象年齢の引き下げに係る記載の追記・修正

追加・更新された手引きにつきましては、日本医師会ホームページ新型コロナウイルス感染症の予防接種について（医療機関、医師会向けページ）にも掲載予定です。

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009822.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html)

＜別添＞

- ・厚生労働省 日本医師会宛添書
- ・厚生労働省 各都道府県衛生主管部（局）長宛添書
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（11 版）
- ・別添 臨時接種実施要領

様式一式の最新データは厚生労働省ホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_iryokikanheno\\_oshirase.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanheno_oshirase.html)

事 務 連 絡  
令 和 5 年 3 月 8 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する  
医療機関向け手引き」の改訂について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、接種を実施する医療機関に向けて「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引きについて」(令和3年1月18日付け健発0118第2号厚生労働省健康局健康課長通知)の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり改訂し、各都道府県等を通じ周知いたしました。貴会及び地域医師会におかれても、実施体制の整備について周到な準備方ご協力をお願いいたします。

なお、本手引きは、現時点での情報とその具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時更新していく予定であることを申し添えます。

健予参発0308第1号  
令和5年3月8日

各都道府県 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局予防接種担当参事官  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する  
医療機関向け手引き」の改訂について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、接種を実施する医療機関に向けて「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引きについて」(令和3年1月18日付け健発0118第2号厚生労働省健康局健康課長通知)の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり改訂しました。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に周知を図るとともに、実施体制の整備について、引き続き周到な準備方ご協力をお願いします。

なお、本手引きは、現時点での情報とその具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時更新していく予定であることを申し添えます。